

5 児童福祉関係

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
児童手当	児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	児童手当法 S47. 1. 1	1 市内に住所がある者 2 18歳の年度末までの児童を養育する者
ながの子育て家庭 優待パスポート事業	子育て世帯を地域全体で支える機運づくりのため、県及び県内全市町村と事業者が協働し、子育て家庭の経済的支援を行う。	ながの子育て家庭優待パスポート事業実施要綱 (H22.4.1)	妊婦のいる家庭及び18歳未満（18歳に達する年度の3月末まで）の子どもが いる家庭
			更に、18歳未満（18歳に達する年度の3月末まで）の子どもが3人以上いる家庭 （多子世帯応援プレミアムパスポート事業）
保育所等運営事業	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する。	児童福祉法 S22.12.12 子ども・子育て支援法 H24. 8.22	1 保育を必要とする理由 (1) 就労 (5) 災害の復旧 (2) 妊娠出産 (6) 求職活動 (3) 保護者の疾病・障害 (7) 就学 (4) 同居親族の介護・看護 (8) 虐待やDV など
私立保育所入所委託助成事業	私立保育所に委託費を支弁する。	子ども・子育て支援法 H24. 8.22	子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設として確認された施設
施設型給付及び地域型保育給付	幼稚園、認定こども園に対する施設型給付費の支給及び地域型保育事業に対する地域型保育給付費の支給	同上	子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者として確認された施設

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 支給額 3歳未満の第1子、第2子 15,000円（月額） 3歳以上高校生までの第1子、第2子 10,000円（月額） 第3子以降 30,000円（月額） ※令和6年10月分から所得制限の撤廃、第3子加算のカウント対象を18歳から22歳に引き上げ 2 支給方法 口座振替 3 支給時期 年6回 偶数月（各支払月の前月分まで）	1 請求先 子育て給付課 又は各支所 2 必要書類等 (1) 申請書（認定請求書） (2) 請求者名義の預貯金通帳 (3) 窓口に来られる方の本人確認書類	公務員は勤務先で支給
1 妊婦のいる家庭、18歳未満の子どものいる家庭に「ながの子育て家庭優待パスポートカード」を2枚交付する。協賛店でパスポートカードを提示すると、割引きなどのサービスが受けられる。	1 4年に1度のカード有効期限更新時に対象世帯に郵送 ・転入時に妊婦及び18歳未満の子どもが いる家庭に交付。 ・母子健康手帳（第1子妊娠）交付時に交付。	パスポートカードを紛失又は追加交付の場合は、子育て給付課又は各支所で手続きする。 令和7年3月7日から、パスポートカードに加え、電子版（長野県公式LINE）の運用が開始。
1 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「多子世帯応援プレミアムパスポートカード」を2枚交付する。協賛店でパスポートカードを提示するとながの子育て家庭優待パスポートカードのサービスに加え、追加のサービスが受けられる。	1 4年に1度のカード有効期限更新時に対象世帯に郵送 ・転入時に18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に交付。 ・出生などで18歳未満の子どもが3人以上となった世帯に交付。	
1 保育の提供	1 申込先 各施設 2 必要書類等 (1) 給付認定申請書兼利用申込書 (2) 保育を必要とする理由を証明する書類	公立保育所 32園 （公設民営4園含む） （休園2園含む） 私立保育所 22園 公立認定こども園 2園 私立認定こども園 41園 地域型保育事業所 5園
1 負担金、補助金	1 請求先 保育・幼稚園課	私立保育所 22園
1 負担金、補助金	同上	私立認定こども園 41園 地域型保育事業所 5園

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
幼児教育・保育の無償化	子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図り、少子化対策の観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園等の費用の無償化を図る。	同上	3歳から5歳児クラスまでの幼稚園、保育所及び認定こども園等を利用する子ども
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、いかなる働き方又は生活様式であるかを問わず、全ての子育て家庭に対する支援を図る。	児童福祉法 S22.12.12 子ども・子育て支援法 H24. 8.22	1 利用日において生後6月以上満3歳未満の児童 2 保育園等（保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設）を利用していないこと
放課後子ども総合プラン推進事業	児童館・児童センターと小学校内施設（子どもプラザ）等を活用し小学生に対し、放課後等に安全で安心な遊びの場及び生活の場において、多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図る。	児童福祉法 S22.12.12 市放課後子ども総合プラン事業の実施に関する条例 H30. 4. 1	小学生で、放課後等に保護者が留守の児童及び希望児童。ただし、受入対象児童は施設の状態により異なる。
家庭児童相談事業	家庭における適正な児童の養育や福祉の向上を図る。	省令 S39. 4. 1	特になし
こども広場事業	乳幼児の遊びのスペースと親子の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報の提供を行う。	市条例 H15. 6. 1	主に0歳から3歳までの乳幼児と保護者（妊婦を含む）
延長保育事業	早朝、夕刻の保育ニーズへの対応を図る。	市実施要綱 H30. 4. 1 国実施要綱 R6. 4. 1	保育短時間（8時間）、保育標準時間（11時間）以外の時間に保育を必要とする児童

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 幼稚園 月額25,700円まで無料 2 保育所・認定こども園 無料 3 認可外保育施設※ 月額37,000円まで無料 ※「保育の必要性の認定」を受けた家庭のみ ※認可外保育施設指導監督基準を満たす施設	1 子ども・子育て支援新制度移行幼稚園、保育所及び認定こども園の利用料は申請不要 2 子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園、認可外保育施設の利用料 (1) 申請先 保育・幼稚園課 (2) 必要書類等 給付認定申請書ほか (3) 請求先 保育・幼稚園課	
1 実施施設（私立） 大豆島保育園、若穂幼稚園、フレンドこども園、みかさ幼稚園（公立） 山王保育園、中央保育園、豊野ひがし保育園、なかじょう保育園 2 月10時間まで利用可能	1 こども家庭庁の構築する「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」より申請	
1 実施場所 P203～205 施設一覧参照 2 利用料金（減免制度あり） ・通常開館時間 月額 2,000円 ・延長時間 朝・夕いずれも30分以内の利用の場合 月額 500円 朝・夕いずれかでも30分を超える利用の場合 月額 1,000円	1 申込先 お住まいの小学校区の放課後子ども総合プラン施設 2 必要書類等 (1) 申込書 (2) 口座振替依頼書 (3) 就労証明書（必要な方） (4) 減免申請書（必要な方）	受入対象児童は各施設へお問い合わせください。
1 子どもと家庭の悩みや心配ごと、児童虐待の疑いがある家庭についての相談	1 問い合わせ先 こども総合支援センター又は福祉政策課篠ノ井分室	
1 子育て親子の交流・集いの場の提供 2 子育てコンシェルジュによる子育てに関する相談・援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習の実施	1 問い合わせ先 各こども広場	もんぜんぷら座こども広場「じゃん・けん・ぽん」 開館時間 9:30～17:30 休館日 毎週水曜日（祝日の場合はその翌日） 及び年末年始 篠ノ井こども広場「このゆびとまれ」 開館時間 9:30～17:30 休館日 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日） 及び年末年始
1 実施場所 保育所等 利用時間及び利用料は各園により異なる。	1 申込先 在籍している保育所等	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
障害児親子交流体験事業	心身に障害を有する児童とその保護者が公立保育所及び認定こども園において同年齢の入所児童との交流体験を行い、心身の発達を促す。	市要領 R3. 4. 1	心身に障害を有し、教育、保育施設を利用していない3、4、5歳児
助産事業	妊産婦の経済的負担の軽減と健康保持を図る。	児童福祉法 第22条	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦
一時預かり事業	一時的又は緊急な保育需要への対応を図る。	市要綱 H30. 4. 1 国実施要綱 H27. 7.17	保護者の就労、急病、育児疲れの解消等の理由により一時的に保育を必要とする小学校就学前の未就園児等
相談事業	こども・若者に関する様々な相談を受け付ける総合的窓口として、関係機関と連携して適切な支援に結びつける。		こども・若者及びその保護者と関係者等
にこにこ園訪問事業	発達上の課題がみられる園児に対し、関係機関と連携し、園や保護者に対して相談、支援を行なうとともに、園全体で適切な対応ができるように支援し、子どもの健やかな発達を促す。	市実施要領 R6. 4. 1	公立・私立保育園、幼稚園、認定こども園等に在籍している園児、保護者、担任等 ※児童発達支援センター、児童発達支援事業を併用している児や保育所訪問支援事業を実施している児は対象外
発達相談（すくすく相談）	乳幼児の精神発達や言語発達等について、保護者の疑問や不安に応じ、児に適した支援方法や次の支援の場を紹介する。	市実施要領 R8. 4. 1	乳幼児の発達について相談を希望した保護者
すくすく広場	保護者が子どもを理解し、その子に合わせた育児ができるよう援助を行う。	市実施要領 R8. 4. 1	幼児健康診査や健康教室の結果、経過観察が必要と認められた未就園の幼児及びその保護者
あそびの教室			すくすく広場参加児等で経過観察の結果、必要と認められた未就園の児とその保護者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 週1回までの利用とし、保護者が付き添う。 2 給食は、希望児のみ実費負担。	1 申請先 保育・幼稚園課 2 必要書類 親子交流体験事業申込書	
1 助産施設 厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院 厚生連長野松代総合病院 長野赤十字病院 2 費用負担額 本人又は扶養義務者の前年度所得に基づき、費用負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を負担。	1 申請先 こども総合支援センター又は福祉政策課篠ノ井分室	
1 指定園等で実施 善光寺保育園、山王保育園、柳町保育園（日曜・祝日も実施）、杉の子あびつく保育園、松ヶ丘保育園、中央保育園、共和保育園、綿内保育園、長野大橋保育園、丹波島こども園、皐月かがやきこども園、ひかりほいくえん、杉の子第2保育園 2 希望理由に応じて週1～3日を上限として利用	1 申込先 利用希望の保育所又は認定こども園、地域型保育事業所	
1 こども・若者に関する様々な相談	1 問い合わせ先 こども総合支援センター	
1 保健師、保育士、発達相談員が中心になり、教育相談担当者、障がい福祉関係者等と連携して各園に出向き、発達に関する相談に応じる。	1 申請先 こども総合支援センター 2 必要書類 (1) にこにこ園訪問申請書 (2) にこにこ園訪問相談票 (3) にこにこ園訪問保護者相談票（必要時）	
発達相談員による相談	問い合わせ先 保健センター こども総合支援センター 申込先 各保健センター	
経過観察・発達相談 個別相談・ふれあいあそび 自由あそび	問い合わせ先 こども総合支援センター	
個別相談・自由あそび、課題あそび	問い合わせ先 こども総合支援センター	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
乳幼児発達健診	発達に支援が必要な児を早期に発見し、専門的な立場から健全な児童の育成と良好な親子関係の確立を援助する。	市実施要領 R4. 4. 1	「にこにこ園訪問事業」「すくすく広場」や「あそびの教室」の結果、発達健診が必要と思われる乳幼児
ショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の看護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等、乳児院又は母子生活支援施設において一定期間預かり養育・保護を行う（宿泊を伴う）。	市要綱 H8. 4. 1	長野市に住所を有する15歳到達後の年度末までの児童又は母子で、保護者が以下の事由に該当する場合 1 疾病にかかり、又は負傷していること 2 育児による疲労その他の身体又は精神上の理由があること 3 妊娠中であること又は出産後間がないこと 4 同居の親族を看護していること 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること 6 冠婚葬祭又は公的行事等へ参加すること 7 経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする母子 8 その他市長が特に必要と認める事由
トワイライトステイ事業	保護者が、仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合に、児童養護施設等において一時的に当該児童を預かり養育を行う。	市要綱 H22. 4. 1	長野市に住所を有する15歳到達後の年度末までの児童
ファミリー・サポート・センター事業	地域における会員同士の相互援助活動を支援し、仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域の子育て支援基盤を整備する事により、保護者等の福祉の増進及びこどもの健やかな育ちを促進する。	市要綱 R8. 1. 23	1 依頼会員 長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・小川村・飯綱町に在住、又は市内に勤務・通学し、生後3ヵ月(病児・病後児(急性疾患に限る)にあつては満1歳)から小学6年生までのお子さんをお持ちの保護者 2 提供会員 市内に在住し、心身共に健康な方

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
個別面接による問診 小児専門医による診察・相談 言語聴覚士による相談	発達相談員等を通じて申し込む	
1 費用負担 ・生活保護世帯及び市町村民税非課税の母子・父子世帯、緊急一時保護の母 無料 ・市町村民税非課税世帯並びに市町村民税課税の母子、父子、養育者世帯 2才未満児 1,100円 2才以上児 1,000円 緊急一時保護の母 300円 ・その他の世帯 2才未満児 5,350円 2才以上児 2,750円 緊急一時保護の母 750円	1 申請先 こども総合支援センター又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 利用申出書、同意書	(委託施設) 善光寺大本願乳児院 雷鳥ホーム 三帰寮 円福寺愛育園 ぼらりす 恵愛
1 費用負担 ・生活保護世帯及び市町村民税非課税の母子・父子世帯 無料 ・市町村民税非課税世帯及び市町村民税課税世帯の母子、父子、養育者世帯 夜間 300円 休日 350円 ・その他の世帯 夜間 750円 休日 1,350円	1 申請先 こども総合支援センター又は福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類等 利用申込書、同意書	(委託施設) 善光寺大本願乳児院 雷鳥ホーム 三帰寮 ぼらりす 円福寺愛育園 恵愛 にっこりひろば
1 育児等の援助を受けたい人(依頼会員)と援助をしたい人(提供会員)が会員として登録し、依頼会員が子育ての手助けが欲しい時にアドバイザーを通して提供会員に依頼し、相互援助を行います。 報酬 基本預かり 1時間600～700円 病児・病後児預かり 1時間 1,000円	1 登録申し込み先 長野市ファミリー・サポート・センター	もんぜんぷら座こども広場「じゃん・けん・ぽん」内 026-267-6006

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
地域子育て支援センター事業	子育て親子が交流できる子育て支援拠点を設置し、子育ての不安感等の緩和を図り、子どもの健やかな育ちを促進する。	国要綱 H26. 5.29 地域子育て支援拠点事業 R7. 4. 1	主に0歳から3歳までの乳幼児と保護者（妊婦を含む）
子育て活動応援事業	安心して子育てができる地域環境を整備するため、子育てサークルの立ち上げや活動に要する経費に対し、補助金を交付する。	市要綱 H30. 4. 1	保育所・幼稚園・認定こども園に入所又は入園していない乳幼児の保護者（妊婦を含む）5人以上で構成されるサークル
多子世帯等保育料軽減事業	子どもを産み育てたい世代を支援するため、低所得世帯及び多子世帯の保育料を軽減する。	県要綱 R6. 4. 1 市要綱 R6.11. 5	保育所等に入所している0から2歳児
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	市要綱 H21. 8. 1	児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係各部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。 ア 要支援児童の保護者 イ 要保護児童の保護者 ウ 特定妊婦 エ アからウまでのいずれかに該当するおそれのある者 オ ヤングケアラーの保護者 カ その他市長が認める者
家庭ごみ処理手数料の減免	紙おむつ等を使用する世帯の経済的負担を軽減するため、一定枚数の可燃ごみ指定袋を交付します。	長野市家庭ごみ処理手数料の減免に関する要領	市内に住所を有する3歳未満の乳幼児 ※施設入所等により紙おむつ等を家庭ごみとしてごみ集積所に出さない場合は対象となりません。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 2 子育てに関する相談・援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施	1 問い合わせ先 各地域子育て支援センター	地域子育て支援センター（保育所・認定こども園・地域型保育事業所等に併設） 博愛保育園、山王保育園、りんどう保育園、柳町保育園、杉の子あびつく保育園、かざぐるま保育園、松ヶ丘保育園、東部保育園、杉の子保育園、東条保育園、ころぼっくるこども園、丹波島こども園、七二会保育園、豊野ひがし保育園、皐月かがやきこども園、ひかりほいくえん、フレンドこども園、ぼらりす、善光寺保育園、善光寺大本願乳児院
・子育てサークルの設立または設立1年未満で活動を軌道にのせたいサークルの経費（年額50,000円限度） ・サークル構成員以外の者を対象とした研修会やイベント等の開催に要する経費（年額25,000円限度）	1 申請先 保育・幼稚園課 2 必要書類等 (1) 子育て活動応援事業補助金交付申請書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 子育てサークル活動概要書	
1 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯 ・同一生計の最年長の兄弟から数えて1人目を半額、2人目以降を無料 2 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯 ・同一生計の最年長の兄弟から数えて2人目以降を無料	1 申請先 (1) 認可保育所、認定こども園等申請は不要 (2) 認可外保育施設利用施設	
1 育児、家事等の援助 必要と判断された場合に行う訪問支援員（委託）による支援 週2日、1日2時間 原則3ヶ月（状況により延長あり）	問い合わせ先 こども総合支援センター 又は福祉政策課篠ノ井分室	（育児・家事等の援助委託先） アリスチャイルドメイト 善光寺大本願乳児院 le cocon 長野市社会福祉協議会
可燃ごみ（大）30ℓ袋 30枚／年（3年間で最高90枚）	申請は不要 ※市民窓口課又は支所に出生届をした場合、その場で90枚（3年分）を一括でお渡しします。	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
「ながのわくわく子育てLINE」配信事業	妊婦とその配偶者及び0歳から小学校入学前の乳幼児の子育て世帯に対して、妊娠・出産から子育てに関する情報をLINEで提供することで、妊娠・出産や子育ての不安や負担感を軽減するとともに、子育てに喜びを感じていただく。		1 市内に居住する妊婦及び配偶者並びにその家族 2 市内に居住する0歳から小学校入学前の乳幼児の父親、母親及びその家族
病児・病後児保育事業	保護者が仕事等の都合により、病氣中、又は、病氣回復期にある子どもの保育を家庭で行うことが困難な場合に、病院等に付設された専用施設において、専門職員が一時的な保育を行う。	市要領 H28. 4. 1 国実施要綱 R6. 3. 30	長野地域連携中枢都市圏内に在住、又は圏内の保育所等に在籍する生後6ヶ月から就学前の児童で、病氣中又は病氣回復期のため、集団保育等が困難であり、保護者が勤務の都合等の事由により家庭で保育を行うのが困難な場合
子どもの体験・学び応援事業 （「みらいハッ！ケン」プロジェクト）	子どもが体験・学びの機会を通じて自らの好きな活動を見つけ、自己肯定感を育みながら成長できる環境を提供するため、市が子どものスポーツ活動、文化活動及び自然体験並びに各種教室、その他の体験・学びに係るサービスに利用することができる電子ポイントを付与する	長野市子どもの体験・学び応援事業実施要綱	対象児童・生徒は、4月1日（基準日）以降において、市の住民基本台帳に記録されている者、準ずるものとして市長が特に認める者
幼稚園等預かり保育支援事業	幼稚園を利用する保護者が就労等の保育の必要性がある場合、国の幼児教育・保育の無償化分を超過した預かり保育の利用料について、子育て家庭の経済的負担を軽減するため補助する。	市要綱 R7. 12. 24	幼稚園、認定こども園（教育利用）を利用する保育の必要性の認定を受けている保護者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
登録者の携帯電話等へ出産予定日や子どもの成長に応じたアドバイスや情報をLINEで届ける。 1 マタニティ期 ・胎児の成長過程、妊娠・出産・育児の基礎知識、妊娠生活のアドバイス ・市が行う妊婦健診、産婦健診、マタニティセミナーのお知らせ、産後ケア事業の情報提供など 2 子育て期 ・赤ちゃんのお世話、予防接種、事故予防、産後の体重管理&メンタルヘルス等 ・市が行う健康診査・健康教室、予防接種のご案内、地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、こども広場、子育て相談窓口の紹介など 3 入学わくわく準備号 ・年長児を対象に新入学に向けた教育委員会等からのメッセージや入学準備情報	1 長野市LINE公式アカウントを友だち追加し、基本メニュー「こども・若者」から「ながのわくわく子育てLINE受信設定」を選択 2 出産予定日または誕生日を登録	
1 実施施設 ・長野赤十字病院「病後児保育室 ゆりかご」 ・長野松代総合病院「病児保育室 バオバブのおうち」 ・南長野医療センター篠ノ井総合病院「病児保育室あいあい」 ・長野市民病院「病後児保育室ベビーハウスたんぼぼ」 他市外4施設	1 申込先 実施する施設へ申込み	
対象児童・生徒1人につき3万円分のポイントを付与	市から送付するID・仮パスワードにより、専用サイトにてポイント利用登録手続き	
預かり保育に係る国の幼児教育・保育の無償化分を超過した利用料について、月額10,000円を上限に補助 補助対象月 4月、7月、8月、3月	1 申請先 保護者の申請は不要	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える課題に応じて、生活習慣の形成や進路等の相談支援、食事の提供等を行うなど、状況に応じた支援を提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。	児童福祉法第6条の3第20項 国実施要綱R6. 4. 1 市実施要綱R8. 4. 1	1 食事、衣服、生活環境その他の養育環境に課題のある児童 2 家庭又は学校に居場所のない児童 3 その他市長が必要と認めた児童

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 安全・安心な居場所の提供 2 生活習慣の形成 3 学習の支援 4 食事の提供 5 課外活動の提供 6 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築 7 保護者への情報提供、相談支援 8 送迎支援	1 申請先 こども総合支援センター又は委託事業者（所）	

令和8年度 保育料基準額表(軽減拡充後)								単位:円
3号認定(0～2歳児) 保育所、認定こども園、地域型保育事業								
各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料(月額)					
階層 区分	定 義	3歳未満児						
		保育標準時間			保育短時間			
		第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
C	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600円未満	4,950 [900]	0 [0]	0	4,950 [900]	0 [0]	0
D1		48,600円以上 57,700円未満	7,100 [900]	0 [0]	0	7,000 [900]	0 [0]	0
		57,700円以上 60,000円未満	14,200 [900]	0 [0]	0	14,000 [900]	0 [0]	0
D2		60,000円以上 76,000円未満	19,400 [900]	0 [0]	0	19,100 [900]	0 [0]	0
D3		76,000円以上 77,101円未満	24,500 [900]	0 [0]	0	24,100 [900]	0 [0]	0
		77,101円以上 97,000円未満	24,500	0	0	24,100	0	0
D4		97,000円以上 123,000円未満	31,500	0	0	31,000	0	0
D5		123,000円以上 148,000円未満	40,500	0	0	39,800	0	0
D6		148,000円以上 169,000円未満	44,000	0	0	43,300	0	0
D7		169,000円以上 219,000円未満	50,500	0	0	49,700	0	0
D8		219,000円以上 265,000円未満	53,600	0	0	52,700	0	0
D9	265,000円以上 301,000円未満	54,500	0	0	53,600	0	0	
D10	301,000円以上 397,000円未満	55,600	0	0	54,700	0	0	
D11	397,000円以上	56,700	0	0	55,700	0	0	

※1 []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯の額で、保育料が軽減されています。
市町村民税所得割課税額77,101円以上の軽減はありません。

※2 下線部分は、令和6年度以降の多子世帯等保育料軽減による拡充後の額です。

※3 保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）保育料

区 分	1時間の保育料
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	100円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	
要支援家庭世帯	
上記以外の世帯	300円

公立保育所（皐月かがやきこども園を含む）延長保育料

時 間 帯	保育標準時間(月額)	保育短時間 (月額)
7時00分～7時30分 ※1	1,500円	1,500円
7時30分～8時30分 及び 16時30分～18時30分		1,500円
18時30分～19時00分	1,500円	1,500円

※1 皐月かがやきこども園のみ

(注) ① A階層（生活保護法による被保護世帯）及びB階層（市町村民税非課税世帯（母子・父子及び障害者世帯））については免除

② 保育標準時間の延長保育は以下で実施（保育短時間の延長保育は公立保育所全園で実施）

皐月かがやきこども園・柳町・山王・中央・豊野さつき・豊野ひがし

指定保育所・公立保育所（認定こども園を含む）一時預かり利用料

区分	1日 (8時30分～16時30分)	午前のみ (8時30分～12時30分)	午後のみ (12時30分～16時30分)	時間外（時間外保育実施園のみ）	
				7時30分～8時30分	16時30分～19時00分
3歳未満児	2,300円	1,600円	1,400円	30分につき200円	30分につき200円
3歳以上児	1,300円	900円	800円		

一時預かり指定園	善光寺、山王、柳町、杉の子あびつく、松ヶ丘、中央、共和、綿内、長野大橋、杉の子第2、丹波島こども園、皐月かがやきこども園、ひかりほいくえん
----------	---

*上記指定園以外の公立保育園では、余裕があれば一時預かりの受け入れを行っています。（8:30～16:30まで 土曜日は除く）希望される場合は園にお問い合わせください。

時間外保育実施園 ※2 18:30まで	善光寺、山王、柳町、中央、共和※2、綿内※2、長野大橋、皐月かがやきこども園
------------------------	--

*希望される場合は園にお問い合わせください。

休日一時預かり利用料

柳町保育園

区分	1日 (8時30分～16時30分)	午前のみ (8時30分～12時30分)	午後のみ (12時30分～16時30分)	時 間 外	
				7時30分～8時30分	16時30分～19時00分
3歳未満児	3,000円	1,500円	1,500円	30分 300円	30分 300円
3歳以上児	2,000円	1,000円	1,000円		